



2017年3月8日改訂

重要 — 以下の内容をよくお読みください。

お客様と Esri の間で署名されたライセンス契約に取って代わられる場合を除き、Esri は、お客様が本契約に記載されるすべての条件を受け入れた場合に限り、お客様に Esri 製品・サービスを提供します。本契約の条件をよくお読みください。本契約の条件に同意しないと、Esri 製品・サービスを利用できません。お客様が、本契約の条件に同意されない場合、下記の「マスター契約書に同意しない」をクリックしてください。お支払い済みの料金について、払い戻しを請求できる場合があります。

このマスター契約書（「本契約」）は、お客様（「顧客」）とアメリカ合衆国カリフォルニア州レッドランズ市ニューヨーク・ストリート 380、郵便番号 92373-8100 をビジネスの拠点とするカリフォルニア企業、Environmental Systems Research Institute, Inc.（「Esri」）の間で締結される。

1.0 一般的な権利の付与と制限

1.1 付録 A には、本契約で使用する大文字表記の用語に関する定義を規定する。本契約の各節には、その節のみで使用する追加定義が含まれることがある。

1.2 権利の付与 — Esri は、本契約に基づき、適用されるすべての料金に対する顧客による支払いを考慮して、顧客に対し、以下を行うための個人的、非独占的、かつ譲渡不能な権利を付与する。

- a. ドキュメンテーションおよび該当する注文関連ドキュメントの規定に沿った Esri 製品・サービスの使用
- b. 顧客の使用が許可された製品との併用による顧客の組織内での使用を目的としたドキュメンテーションの複写およびその派生物の作成。顧客は、すべての派生物に、Esri、およびそのライセンサーの占有権を承認する次の著作権帰属通知を含める。

「本ドキュメントの部分は、Esri、およびそのライセンサーの知的所有権を含み、ライセンスの下で使用されている。著作権 © [ここに、ソースの実際の著作権登録日を顧客が記載する] Esri およびそのライセンサー。複製・転載を禁ず。」

本節における権利の付与は、(i) サブスクリプションの期間もしくは該当する期間、または注文関連ドキュメントにおいて期間が定められていない場合は恒久的に継続し、(ii) 付録 B を含む本契約の追加権利および制限に従うものとする。

1.3 コンサルタントまたは請負業者によるアクセス — 顧客は、コンサルタントまたは請負業者が (i) ソフトウェアおよびデータを顧客のためにホストし、(ii) 顧客の利益のためにのみ Esri 製品・サービスを使用することを許可することができる。顧客は、そのコンサルタントおよび請負業者が本契約を遵守することに単独で責任を負い、顧客の利益となる作業を完了した時点で各コンサルタントまたは請負業者が Esri 製品・サービスの使用を終了することについて確実にする。コンサルタントまたは請負業者が顧客の利益以外の目的で Esri 製品・サービスにアクセスし、またはこれを使用することを禁止する。

1.4 権利の留保 — すべての Esri 製品・サービスは、Esri またはそのライセンサーの著作物であり、本契約で明示的に付与されないすべての権利が留保される。

1.5 トライアル版、評価版、およびベータ版ライセンス — トライアル版または評価版ライセンスもしくはサブスクリプション、またはベータ版プログラムに基づいて入手した製品は、評価およびテストのみを目的としたものであり、商業用途を意図としたものではない。かかる使用は顧客自身のリスクにおいて行われるものであり、製品について保守を受けるものではない。顧客が、評価期間が満了する前に購入済みライセンスまたはサブスクリプションに変更しない場合、顧客は評価期間中に顧客が作成したコンテンツおよびカスタマイゼーションをすべて失うことがある。顧客がライセンスまたはサブスクリプションの購入を希望しない場合、顧客は、顧客の評価期間が満了する前にかかるコンテンツをエクスポートしなければならない。

1.6 教育プログラム — 顧客は、教育上使用する期間中は、教育プログラムで提供される Esri 製品・サービスを教育上の目的にのみ使用することに同意する。顧客は、管理利用のためのライセンスを取得しない限り、製品を管理上の目的で使用しないものとする。「**管理利用**」とは、資産のマッピング、施設管理、入学対象者の人口統計、経路管理、キャンパスの安全確保、施設へのアクセス分析など、指導または教育に直接的に関係しない管理業務に利用することを意味する。顧客は、製品を収益創出または営利目的のために使用しないものとする。

1.7 グラントプログラム — 顧客は、グラントプログラムで提供される Esri 製品・サービスを非営利目的にのみ使用できる。顧客は、Esri 製品・サービスの使用および運用の原価回収を除き、Esri 製品・サービスを収益創出または営利目的のために使用しないものとする。

1.8 その他の Esri の限定された使用を目的としたプログラム — 顧客が上記以外の限定された使用を目的としたプログラムの下で Esri 製品・サービスを取得した場合、顧客による Esri 製品・サービスの使用は、本契約の条件に相反しない条件に加え、Esri のウェブサイトに掲載されており、該当するサービス開始ページ、または登録フォームに規定されている条件に従うものとする。

2.0 ソフトウェア

2.1 ライセンスの種類 — Esri は、以下のライセンスの種類の下でソフトウェアの使用を許諾する。

- a. **同時使用ライセンス**：顧客は、ネットワーク上の複数のマシンに本ソフトウェアをインストールして使用することができる。但し、同時に使用するユーザーの数は、ライセンスの取得数を超えてはならない。同時使用ライセンスには、暫定的なフェイルオーバーのサポート用として別の OS 環境で、同時使用ライセンス マネジメント ソフトウェアのフェイルオーバー インスタンスを同数稼働する権利が含まれるものとする。
- b. **デプロイメント ライセンス**：顧客は、付加価値アプリケーションに ArcGIS Runtime コンポーネントを組み込み、顧客のエンド ユーザーに対して、付加価値アプリケーションを配布できる。
- c. **デプロイメント サーバー ライセンス**：ドキュメンテーションに説明されているように、顧客はサーバー ライセンスの下で、本契約で許可されているあらゆる用途を目的として本ソフトウェアを使用できる。
- d. **開発サーバー ライセンス**：ドキュメンテーションに説明されているように、顧客はサーバー ライセンスの下で、付加価値アプリケーションの構築およびテストを行うためにのみ本ソフトウェアを使用できる。
- e. **開発用途**：ドキュメンテーションに説明されているように、顧客は付加価値アプリケーションの構築およびテストを行うために本ソフトウェアをインストールして使用できる。
- f. **二重用途ライセンス**：顧客は、ソフトウェアを 1 台のデスクトップ コンピューターにインストールし、一度にソフトウェアを使用する人数が 1 名の場合に限り、携帯端末(PDA)またはハンドヘルド モバイル コンピューターと同時に使用できる。
- g. **フェイルオーバー ライセンス**：顧客は、フェイルオーバー操作を行うための冗長システムにソフトウェアをインストールできるが、冗長にインストールされたかかるソフトウェアはプライマリ サイトが非稼働状態の間のみ稼働することができる。システム メンテナンス時およびデータベース更新時を除き、冗長ソフトウェア インストールは、プライマリ サイト(または他の冗長サイト)が稼働している間、非稼働状態を維持する。

- h. **再配布ライセンス**：顧客は、以下の条件を満たした場合、ソフトウェアを複製し配布できる。
1. 顧客は、ソフトウェアを全体として複製し、配布する。
 2. ソフトウェアの各コピーに本契約と同一の範囲でソフトウェアを保護するライセンス契約が添付され、かつ受益者は、本ライセンス契約の条項に同意する。
 3. 顧客は、著作権、ならびに商標の特性および表示をすべて複製する。
 4. 顧客は、ソフトウェアの使用に対する費用を他者に請求しない。
- i. **サーバーライセンス**：顧客は、1 台のサーバー コンピューターに本ソフトウェアをインストールし、使用できる。サーバー ライセンスは、注文関連ドキュメントまたはドキュメンテーションの記載に従い、サーバー コア数または複数サーバーへの分散デプロイメント数の制限を受けることがある。ソフトウェアの説明にフェイルオーバー使用が含まれる場合、各サーバー ライセンスにはフェイルオーバー ライセンスが含まれる。
- j. **単独使用ライセンス**：顧客は、認定エンド ユーザー1 名に対し、本ソフトウェアを 1 台のマシンにインストールし、使用することを許可できる。顧客は、認定エンド ユーザー1 名に対し、ソフトウェアのコピーが一度に 1 部のみ使用される場合に限り、当該エンド ユーザーが 2 台目のマシンで使用する 2 つめのコピーをインストールすることを許可できる。その他のエンド ユーザーは、その他のいかなる目的であっても同一ライセンスでソフトウェアを使用してはならない。
- k. **ステージング サーバー ライセンス**：ドキュメンテーションに説明されているように、顧客は、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュの構築およびテスト、ユーザー承認、性能、他の第三者作製のソフトウェアの負荷試験の実施、新規商用データ更新のステージング、および研修活動の実施を目的として本ソフトウェアを使用することができる。顧客は、付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュを、開発サーバーおよびデプロイメント サーバーで使用できる。

2.2 許可される使用 —

- a. 顧客は、以下を行うことができる。
1. ソフトウェアを電子記憶装置にインストールし、アクセスし、または格納する。
 2. 保管用コピーを作成し、定期的にバックアップを取る。
 3. 6 か月を超えない合理的な移行期間中に、置換されるバージョンを使用して新バージョンのソフトウェアを同時にインストールし、使用する。この場合、いずれのバージョンであっても、デプロイメント数が顧客のライセンス数を超えることはできない。顧客は顧客の総ライセンス数を超えてソフトウェアを使用しないものとする。この同時使用権は、開発ライセンスに基づいて提供されたソフトウェアには適用されない。
 4. ライセンス構成にあるソフトウェアを代替マシンに移動する。
 5. デプロイメント ライセンスの使用に必要なソフトウェアおよび関連する認証コードを第三者に配布する。
 6. 顧客が商用 ASP 利用のライセンスを取得するか、または原価回収を原則に非営利的にウェブサイトを運営するかインターネットサービスを提供する公的機関および非営利団体である場合に、商用 ASP 利用を目的としてサーバー ソフトウェアを使用する。
- b. 顧客は、任意のマクロもしくはスクリプト言語、API、またはソース コード ライブラリもしくはオブジェクト コード ライブラリを使用して、ドキュメンテーションに記述されているカスタマイズ範囲内でのみ、ソフトウェアをカスタマイズすることができる。
- c. 顧客は、本ソフトウェアの許可された使用のために、本ソフトウェアで提供されたすべてのフォントを使用できる。顧客は、本ソフトウェアで作成された出力を印刷するために、Esri のフォントを単独で使用することもできる。本ソフトウェアに含まれる第三者によるフォントに関する利用制限については、フォント ファイル自体に規定されるものとする。

- d. 補遺 1は、各 Online Services に関する製品固有の利用規約を規定する。Esri は、補遺 1のアップデートを適宜発行できる。

3.0 Online Services

3.1 定義 —以下の定義は、付録 Aに記載の定義を補足する。

- a. 「**匿名ユーザー**」とは、顧客のコンテンツまたは付加価値アプリケーションに対してパブリック アクセス(すなわち、指定ユーザーの資格情報提供が不要)を行うことのできるユーザーをいう。顧客は、顧客の使用が許可された Online Services に含まれる共有ツールを使用してそのコンテンツまたは付加価値アプリケーションを公開することで、匿名ユーザーがそれらにアクセスできるようにすることができる。
- b. 「**アプリケーション ログイン資格情報**」とは、システムによって生成されるアプリケーション ログイン情報とそのパスワードを意味し、ArcGIS Online の付加価値アプリケーションの利用登録により提供され、Online Services へのアクセスおよび利用を可能にするために、付加価値アプリケーションに組み込むことができる。
- c. 「**サービス クレジット**」とは、注文関連ドキュメントに指定された金額で Online Services サブスクリプションで割り当てられた交換の単位をいう。
- d. 「**共有ツール**」とは、Online Services および ArcGIS ウェブサイトに含まれる、顧客が顧客のコンテンツおよび付加価値アプリケーションを第三者または匿名ユーザーが利用できるようにするための公開機能をいう。

3.2 Online Services のサブスクリプション — Esri は、以下の条件の下で Online Services のサブスクリプションを提供する。補遺 1は、各 Online Services に関する製品固有の利用規約を規定する。

3.3 付加価値アプリケーションへのアクセス

- a. 指定ユーザーは一意で個別のログイン資格情報を持つ。「指定ユーザー」は、匿名ユーザーが公然とアクセスできない Online Services の機能に対して、プライベート アクセスを行うことができる。
- b. 顧客は、指定ユーザーによる内部使用を目的とした付加価値アプリケーションを構築するため、顧客の Online Services のサブスクリプションを使用することができる。
- c. 顧客は、第三者による独自の Online Services のサブスクリプションと併用することを目的に、かかる第三者に付加価値アプリケーションを譲渡できる。
- d. 顧客は、顧客の付加価値アプリケーションへの第三者によるアクセスを許可することを目的として、顧客の Online Services のサブスクリプションに対して第三者を指定ユーザーとして追加することはできない。この制約事項は、指定ユーザーの項で定義した第三者には適用されない。
- e. 顧客は、顧客の付加価値アプリケーションを経由する以外の方法で、顧客の ArcGIS Online のサブスクリプションを通して使用できる ArcGIS Online Services へのアクセス権を第三者に提供することはできない。この制約事項は、指定ユーザーの項で定義した第三者には適用されない。
- f. 顧客は、以下の条件の下で、顧客自身のサブスクリプションを使って実行している顧客の付加価値アプリケーションへのアクセスを匿名ユーザーに許可することができる。
 - 1. 顧客は、商業販売ビジネスを目的とした利用を許可するサブスクリプションの種類の下で、かかるアクセスに料金を課すことができる。
 - 2. 顧客は、匿名ユーザーによる公共利用の実現を目的として付加価値アプリケーションにアプリケーション ログイン資格情報を組み込むことができるが、指定ユーザーの資格情報を組み込んで서는ならない。
 - 3. 顧客は、匿名ユーザーによる顧客の付加価値アプリケーションの利用において消費されるすべてのサービス クレジットについて責任を負う。
 - 4. 顧客は、顧客の付加価値アプリケーションに関するテクニカル サポートを提供することについて単独で責任を負う。
 - 5. 顧客は、顧客の内部使用のみを目的とした付加価値アプリケーションへのアクセスを匿名ユーザーに許可してはならない。内部で使用する付加価値アプリケーションでは、各ユーザーが指定ユーザーの資格情報を使用する必要がある。

3.4 顧客の責任

- a. 顧客は、顧客のコンテンツおよび付加価値アプリケーションの開発および運用、ならびにその指定ユーザーによる本契約の遵守について、単独で責任を負うものとする。顧客のサブスクリプションを経由して Online Services へのアクセスが承認されるのは、顧客およびその指定ユーザーまたは匿名ユーザー（該当する場合）のみである。指定ユーザーのログイン資格情報は、特定の指定ユーザーのみが使用でき、他の個人と共有することはできない。顧客は、既存のユーザーが Online Services にアクセスする必要がなくなった場合、指定ユーザーのログイン資格情報を新しい指定ユーザーに割り当てすることができる。
- b. Online Services の使用を通して権利帰属表示が自動的に表示されない場合、顧客は、そのアプリケーションが Esri Online Services を使用することを認める権利帰属表示を含めなければならない。ガイドラインはドキュメンテーションに規定されている。

3.5 Online Services の変更 — Esri は、素材変更の場合は 30 日前、廃止の場合は 90 日前の通知を行うことで、Online Services および関連 API を任意に変更できる。Online Services の変更、中止、または廃止により顧客の運用に深刻な悪影響が及んだ場合、Esri はその裁量により、Online Services を修理、修正もしくは回避する試みを行う。実行可能なソリューションが商業上合理的でない場合、顧客は Online Services へのサブスクリプションを取り消すことができ、Esri は比例配分した金額の払い戻しを行うものとする。

3.6 サブスクリプション料金の変更 — Esri は、現期間の満了日の 60 日前までに顧客に通知することで、満了日までに 1 か月以上の残っている契約期間について、かかる期間中のサブスクリプション料金を変更できる。Esri は、30 日前に通知することにより月間サブスクリプション料金を変更できる。アメリカ合衆国以外の国では、代理店が料金変更の通知を送付できる。

3.7 顧客のコンテンツ

- a. **所有権**：顧客は、顧客のコンテンツについてすべての権利、権原、利益を留保する。顧客は、顧客による Online Services の使用を有効にする目的のためだけに、顧客のコンテンツをホスト、実行、および複製する非独占的、譲渡不能なワールドワイドな権利を Esri および Esri のベンダーまたはライセンサーに付与する。顧客の許可なしに、Esri が顧客のコンテンツに対するアクセス、使用、開示を行うことはない。但し、顧客による Online Services の使用のサポート、カスタマー サービスを行うための顧客からの要請への対応、顧客のサブスクリプションのトラブルシューティング、または顧客の書面による承認を得たその他の目的のためなど、合理的に必要と判断される場合を除く。顧客が第三者提供のアプリケーションを使用して Online Services にアクセスする場合、Esri はアプリケーション、Online Services、および顧客のコンテンツの相互運用を可能にするため、必要に応じて顧客のコンテンツを開示できる。Esri は法律もしくは規制の定めるところにより、または裁判所あるいは政府機関の命令により、顧客のコンテンツを開示することがある。この場合、Esri は開示範囲を限定するための合理的な試みを行う。顧客のコンテンツが Online Services での使用、および Online Services のエクスポートおよびダウンロード機能を使用した定期的なオフライン バックアップの保守に適したものにしておくことは顧客側の責任となる。
- b. **顧客のコンテンツの共有**：顧客は、共有ツールを使用して顧客のコンテンツを共有する場合、第三者が Online Services を通じて顧客のコンテンツを使用、保存、キャッシュ、コピー、複製、(再)配布、(再)送信できるようにしたことを認めるものとする。Esri は、共有ツールまたは Online Services、オンラインコンテンツ、ArcGIS ウェブサイト、ドキュメンテーション、または関連資料の使用または誤用に起因する、顧客のコンテンツの紛失、削除、変更、または開示について一切の責任を負わない。顧客による共有ツールの使用は、顧客の自己責任で行うものとする。

- c. **契約終了における顧客のコンテンツの回収**：本契約、トライアル、評価、またはサブスクリプションが終了した場合、顧客がより短い期間を要請した場合または法律で禁止される場合を除き、Esri は、顧客が 30 日間にわたり、顧客のコンテンツをダウンロードできるようにするものとする。この期間が経過した後は、Online Services を使用して顧客のコンテンツに対するアクセスや使用を行う顧客の権利は消滅し、Esri は顧客のコンテンツを保管または返却する義務を負わない。

3.8 Online Services、サービス クレジット使用時の制限事項 —各 Online Services サブスクリプションには、該当する注文関連ドキュメントに記載されたサービス クレジットが含まれる。サービス クレジットにより、顧客には一定の Online Services を使用する権利が付与される。使用できる数は、顧客が使用している Online Services に応じて変化する。顧客が Online Services を使用すると、自動的に顧客のサブスクリプションからサービス クレジットが減じられる。この場合、利用可能なサービス クレジットの最大数が上限となる。顧客は、必要に応じてサービス クレジットを追加購入できる。Esri は、顧客のサービスの利用が、顧客のサブスクリプションで顧客に割り当てられたサービス クレジットの約 75%に達すると、顧客のサブスクリプションアカウント管理者に通知する。Esri は、顧客がそのサービス クレジットをすべて使用した場合、サービス クレジットを使用する Online Services への顧客によるアクセスを停止する権利を留保する。Esri は、顧客がサービス クレジットを追加購入した場合、その Online Services への顧客によるアクセスを速やかに回復させる。

4.0 データ

4.1 定義 —以下の定義は、[付録 A](#)に記載の定義を補足する。

- a. 「**Business Listing データ**」とは、企業のリストが含まれ、他の関連するビジネス特性が含まれる場合もあるデータセットをいう。
- b. 「**Esri コンテンツ パッケージ**」とは、ArcGIS Online Basemap Service から抽出した ArcGIS Online Basemap コンテンツ(ラスター マップ タイル、イメージ、ベクトルデータなど)を含むデジタル ファイルをいう。
- c. 「**Street データ**」とは、道路、通り、およびこれらに関連する特徴に関する情報を含むまたは描写するデータをいう。

4.2 許可される使用 —

- a. 顧客は、書面による許可を得た場合を除き、Esri がデータを一緒に提供した製品でのみ、かかるデータを使用することができる。
- b. 顧客は、本契約に規定された制限に従い、Esri 製品の使用によって生じた地図画像またはデータ サマリーを含む第三者向けのプレゼンテーション パッケージ、マーケティング資料、その他のレポートやドキュメントに、ハードコピーまたは静的な電子形式(PDF、GIF、JPEG など)のデータ画像を含めることができる。ただし、顧客は、そのデータ画像に使用されたデータの一部の供給元が Esri またはそのライセンサーであることを認める権利帰属表示をそのデータ画像に添付するものとする。
- c. 顧客は、ArcGIS Online Basemap を、使用が許諾された ArcGIS Runtime アプリケーションおよび ArcGIS Desktop での使用を前提として、Esri コンテンツ パッケージ経由でオフラインで取得し、任意のデバイスに配信(転送)できる。顧客は、それ以外の方法でかかるデータをキャッシュまたはダウンロードすることはできない。
- d. Esri は、本契約の下で、顧客のデータにおける一切の権利を取得しない。

4.3 利用制限 —

- a. 顧客は、データのブランド提携を行うこと、許可されていないサービスまたは製品でデータを使用すること、または第三者を通して、または第三者の代理としてデータを提供することを、直接実施または自身の顧客に許可してはならない。

- b. 顧客は、販売、賃借、公開、提供などの方法で第三者に提供された情報の加工物の編集、拡張、検証、補足、追加、または削除を目的として、データを使用または第三者に使用を許可してはならない。
- c. *Business Listing* データ：顧客は、書面による許可なしに、ダイレクト マーケティングの目的、転売のための公開、またはメーリング リスト、記録、案内広告、もしくはその他の情報の加工物として第三者に配布する目的で *Business Listing* データを使用してはならない。
- d. *Street* データ：顧客は、マッピング（地図表示）、ジオコーディング（位置情報参照）、ルーティング、および輸送網分析の目的で *Street* データを使用できる。書面による許可なくして、顧客は以下の目的で *Street* データを使用してはならない。
 - 1. 次の操作についてのユーザーへの警告（方向転換についての警告など）や、曲がり角を見落としした場合の代替経路の算出などを含むナビゲーションのためのリアルタイム ガイダンス
 - 2. 複数車両の同期ルーティング（同期経路選択）
 - 3. 同期ルート最適化（同期経路の最適化）
- e. *Business Analyst* データ：顧客は、*Business Analyst Server* で提供されるデータを *Business Analyst Server* と併用するモバイル デバイスにキャッシュすることができる。顧客は、それ以外の方法でかかるデータをキャッシュまたはダウンロードすることはできない。
- f. 部分データセット ライセンス：顧客がデータセットのサブセット（グローバル データベースの国、地域、州、地方の部分など）を注文した場合、顧客はライセンスされたサブセットのみを使用でき、データセットの他の部分は使用できない。
- g. *MapStudio* データ：顧客は、報道目的でのみ、ハードコピーまたは静的な電子形式で地図を作成、公表、および配布できる。

4.4 データに関する補足条件 — 一部のデータ ライセンサーは、Esri に対し、追加の属性要件および利用条件を顧客に遵守させることを要求している。それらの条件は本契約の条件を補完および修正するものであり、<http://www.esri.com/legal/third-party-data> に掲載されている。

5.0 保守

アメリカ合衆国の顧客：アメリカ合衆国の顧客の場合、Esri は Esri 保守およびサポートプログラムならびに本マスター契約書に従って、ソフトウェアおよび Online Services に関する保守を提供する。

アメリカ合衆国以外の顧客：顧客は、代理店が独自に定める標準的なサポート ポリシーの下で、現地 Esri 代理店による保守サービスを受けることができる。

付録 A 用語集

以下の用語集は、Esri が顧客に提供するすべての Esri 製品・サービスおよびサービスに適用される。一部の Esri 製品・サービスまたはサービスは、本契約の対象外の場合がある。本契約の下で提供される Esri 製品・サービスまたはサービスに該当しない用語については、無視すること。

「API」とは、アプリケーション プログラミング インターフェイスをいう。

「ArcGIS ウェブサイト」とは、<http://www.arcgis.com> および関連または後継するあらゆるウェブサイトをいう。

「認証コード」とは、キー、認証番号、有効化コード、ログイン資格情報、アクティベーション コード、トークン、ユーザー名およびパスワード、または Esri 製品の使用に必要なその他の仕組みをいう。

「ベータ版」とは、アルファ版、ベータ版またはその他のプレリリース版の本製品をいう。

「Cloud Services」とは、Online Services および EMCS をいう。

「商用 ASP 利用」とは、商用アプリケーション サービス プロバイダとしての使用、すなわち付加価値アプリケーションを通してソフトウェアへのアクセスを提供する(たとえば、サブスクリプション料金、サービス料、またはトランザクションに課金したり、副次的な広告収入以外の収益を発生させたりする)ことで収益を得ることをいう。

「コンテンツ」とは、データ、イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、オーディオ、テキスト、地図、データベース、データ モデル、スプレッドシート、ユーザー インターフェイス、グラフィックス コンポーネント、アイコン、ソフトウェア アプリケーション、ソフトウェア開発キット(SDK)、API、ソフトウェア ライブラリ、コード サンプル、その他のリソースをいう。

「支配」とは、支配される事業体の議決権株式またはその他の議決権持分を過半数以上持つことをいう。

「顧客のコンテンツ」とは、顧客、顧客のエンド ユーザーまたはその他のユーザーが Esri 製品・サービスの使用に関連して Esri に提供したコンテンツ、Esri 製品・サービスで顧客のコンテンツを使用することにより生じた成果、および顧客が構築し本製品でデプロイした付加価値アプリケーションをいう。改良に関して顧客が Esri に提供したフィードバック、提案、または要求は、顧客のコンテンツからは除外される。

「データ」とは、商用に利用可能なデジタル データ セットをいう。この中には、他の Esri 製品・サービスにバンドルされた、または単独で引き渡された、地理ベクトルデータ、ラスタ データレポート、対応付けられた表形式の属性が含まれるが、それに限定されない。データには、Esri の従業員、サプライヤー、または請負業者以外の人物が Esri のウェブサイト に直接寄与する可能性があるコンテンツを含まない。

「成果物」とは、製品、トレーニング、または保守以外のプロフェッショナル サービス実施の成果として、Esri が顧客に引き渡すものをいう。成果物には、ソース、オブジェクト、または実行可能なコード形式で提供され任意のメディアで引き渡された、バックアップ、アップデート版、もしくはマージ版コピー、手法、テクニック、もしくはノウハウ、テクニカル アシスタンス、プロセス、数式、もしくはアルゴリズム、デザイン、データ辞書およびモデル、加工物、図式、ドキュメンテーション、仕様、図面、フローチャート、概要、または試験もしくは品質管理手順を含むコンサルティング サービス、カスタマイズしたトレーニング カリキュラム、ソフトウェア コード、ダイナミック リンク ライブラリ(DLL)、プログラムを含むが、これに限定されるものではない。

「ドキュメンテーション」とは、Esri が本製品とともに提供するすべてのユーザー リファレンス ドキュメンテーションをいう。

「Esri Managed Cloud Services」または「EMCS」とは、単独借用のハードウェア、ソフトウェア、データおよびネットワーク プラットフォーム、ならびに関連するシステム監視およびサポート サービスであって、顧客のコンテンツをホストし、顧客または顧客のエンド ユーザーがインターネット経由で利用できるようにするために Esri が提供するものをいう。

「Esri 製品・サービス」とは、製品、保守、またはドキュメンテーションをいう。Esri が顧客に直接トレーニングまたはプロフェッショナル サービスを提供する場合、Esri 製品・サービスには、講習会テキストおよび成果物も含む。

「GIS」とは、地理情報システムをいう。

「保守」とは、製品のアップデート版、およびテクニカル サポートの利用や自分のペースで学習できるウェブベースの学習用リソースの利用といったその他の利点を得る資格を顧客に与える Esri 提供のサブスクリプション プログラムをいう。

「悪意のあるコード」とは、マシンのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を中断、停止、制限させるためのソフトウェア ウイルス、ワーム、タイム ボム、トロイの木馬、その他のマシン コード、ファイル、サービス妨害、またはプログラムをいう。

「指定ユーザー」とは、顧客により安全かつ一意のログイン資格情報(ID)が割り当てられた、顧客の従業員、代理人、コンサルタント、請負業者をいう。安全かつ一意のログイン資格情報とは、顧客の独占的便益のために、製品の範囲内で ID で管理された機能にアクセスするために、かかる ID が必要となる製品へのアクセスを可能にするものをいう。教育目的に使用する場合、指定ユーザーに登録された学生を含めることができる。

「指定ユーザーの資格情報」とは、個人のログインおよび関連パスワードで、かかる人物による製品へのアクセスおよび使用を可能にするためのものをいう。

「指定ユーザーのライセンスまたはサブスクリプション」とは、単独の指定ユーザーが使用するためのライセンスまたはサブスクリプションをいう。

「オンライン コンテンツ」とは、Online Services の一部として Esri がホストまたは提供するコンテンツをいう。マップサービス、タスクサービス、画像サービス、SDK、API、ソフトウェア ライブラリ、コード サンプル、その他のリソースは含まれるが、顧客が Online Services を通じてアクセスする第三者提供のコンテンツは含まれない。

「Online Services」とは、地図、データ、およびその他の情報の保存、管理、公開、使用を行うためのアプリケーションおよび関連 API など、Esri が本契約に基づいて提供する、商用に利用可能なあらゆるインターネットベースの地理空間システムをいう。Online Services には、データおよびコンテンツを含まない。

「注文関連ドキュメント」とは、顧客が注文する製品またはサービスを示す見積、保守更新の見積、注文、提案、またはその他のドキュメントをいう。

「永続的ライセンス」とは、Esri または本契約に基づき認定された顧客によって契約解除されない限りは、該当するライセンス料が支払われた本製品について、そのバージョンを無期限に使用できるライセンスをいう。

「個人使用」とは、個人の顧客による私的な非商用目的の利用をいう。個人使用には、営利団体、教育機関、公的機関または非営利団体などの第三者の利益となる使用は含まれない。

「本製品」とは、本契約の下に使用許諾またはサブスクリプション契約されるソフトウェア、データ、Cloud Services をいう。

「Professional Services」とは、Esri が顧客に提供する開発またはコンサルティング サービスをいう。

「サンプル」とは、本製品のサンプル コード、サンプル アプリケーション、アドオンまたは拡張機能のサンプルをいう。

「サービス」とは、保守の下に提供されるテクニカル サポートをいう。Esri がトレーニングまたは Professional Services を顧客に直接提供する場合、サービスには、トレーニングおよび Professional Services も含む。

「ソフトウェア」とは、Esri の認定ウェブサイトからアクセスまたはダウンロードされる、もしくは Esri がバックアップ、アップデート版、サービスパック、パッチ、ホットフィックスまたはそのマージ版コピーとして何らかのメディアにより配布する、Esri が所有権を有する商用に市販されたソフトウェア(データを除く)をいう。

「期間限定ライセンス」とは、限定期間(「期間」)に使用するためのライセンスをいう。

「トレーニング」とは、Esri が本契約に基づいて提供する標準の製品トレーニングをいう。

「講習会テキスト」とは、トレーニングを完了するために必要なデジタルまたは印刷されたコンテンツをいう。ワークブック、データ、コンセプト、エクササイズ、試験を含むが、これに限定されない。

「付加価値アプリケーション」とは、使用が許可されたソフトウェア、データ、Online Services と併用することを目的に顧客により開発されたアプリケーションをいう。

付録 B 一般条件

以下の一般条件は、Esri が顧客に提供するすべての Esri 製品・サービスおよびサービスに適用される。一部の Esri 製品・サービスまたはサービスは、本契約の下で利用できない場合がある。本契約の下で提供される Esri 製品・サービスまたはサービスに該当しない用語については、無視すること。

第 1 条 総則

本契約で明示的に許可される場合を除き、顧客は以下の行為を行わない。

- a. Esri 製品・サービスを販売、賃貸、リース、サブライセンス、配布、貸与、共用、または譲渡する。
- b. 商用 ASP の利用またはサービス機関の目的で Esri 製品・サービスを使用する。
- c. Esri 製品・サービスへの直接アクセスの全部または一部を第三者に配布または提供する。拡張機能、コンポーネント、または DLL を含むがこれに限定されない。
- d. 認証コードを第三者に配布する。
- e. コンパイルされた形式で引き渡された製品または成果物をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする。
- f. Esri 製品・サービスへのアクセスまたは使用を制限する技術的措置を回避する試みを行う。
- g. Esri または第三者の権利(知的所有権、プライバシー権利、不当差別禁止法、その他の準拠法または規制下での権利など)を侵害する方法でコンテンツの保存、キャッシュ、使用、アップロード、配布、サブライセンス、または Esri 製品・サービスの使用を行う。
- h. Esri 製品・サービス、出力、メタデータ ファイル、またはデータまたはドキュメンテーションのオンラインページやハードコピー ページに含まれているかまたは貼り付けられている Esri またはそのライセンサーの特許、著作権、商標または所有権の表示を、取り除く、または隠す。
- i. Esri 製品・サービスの個々の部分または構成部分を切り離す、または単独で使用する。
- j. Esri 製品・サービスと競合する商品またはサービスに、第三者による使用を目的として Esri 製品・サービスの一部を組み込む。
- k. Esri およびそのライセンサーによる書面による事前許可なく、ベータ版製品でのベンチマーク テストの実行結果を公開する、またはその他の方法にて伝達する。
- l. 以下の行為を行うために Esri 製品・サービスを必要とするオープン ソースまたはオープン データベースのライセンス条件に抵触するような方法で、Esri 製品・サービスのいずれかの部分を使用、組み込み、変更、配布、結合を行う、または当該コードにアクセスする。
 1. ソース コード フォームでの第三者への開示
 2. 派生物の作成を目的とした第三者へのライセンス付与
 3. 無償での第三者への再配布

準拠法または規制に抵触する場合、この制限は適用されない。

第 2 条 契約期間、および契約解除

本契約は、受諾された時点で発効する。顧客は、Esri に書面で通知を行うことにより、いつでも本契約または任意の Esri 製品・サービスのライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。理由のない解除は、支払い済み料金の払い戻しを受ける権利または係争中のサービス契約をさらなる責任なしに解除する権利を顧客に与えない。契約違反をした当事者に対する書面による通知から 30 日以内に当該違反が是正されない場合、いずれの当事者も本契約またはあらゆるライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。違反により本契約を解除する場合、Esri はサービスの提供を終了する。本契約解除後も存続する Esri 製品・サービスのライセンスは、本契約の条件に基づいて継続する。

さらに、顧客による違反を受けて Esri が本契約を解除する場合、Esri は、自己の選択として、Esri 製品・サービスにおける顧客のライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。さらに、理由を問わず顧客が本契約を解除する場合、顧客は、自己の選択として、Esri 製品・サービスにおける顧客のライセンスまたはサブスクリプションを解除できる。

ライセンスまたはサブスクリプションの解除に伴い、顧客は、

- a. 解除済みの Esri 製品・サービスへのアクセスおよび当該製品の使用を停止し、
- b. 解除済みの Cloud Services により取得したクライアント側のデータ キャッシュを消去し、
- c. 顧客が所有または管理する関連 Esri 製品・サービスのすべてのコピー(変更部分もしくはマージされた部分を含む)はいかなる種類のものであっても使用停止、アンインストール、削除、および破棄し、かかる行為の証明書に署名し、Esri またはその認定代理店に送付する。

Esri は、顧客によるまたは顧客に対する破産または倒産処理手続が開始された場合、顧客に書面による通知を行うことにより、管財人が既存の債務不履行をすべて是正し、本契約に基づく将来のパフォーマンスの十分な保証を提供するまで、直ちにサービスの実施を停止できる。本契約は、いずれかの当事者の倒産、清算、または解散時に解除される。

第 3 条-限定保証および免責

3.1 限定保証 — Esri は、以下を保証する。

- a. 90 日間、
 1. ソフトウェアが標準的な使用状況の下ではドキュメンテーションに合致し、すべての媒体には材料および仕上がりにおいて瑕疵がないこと
 2. 講習会テキストが、その引き渡し日から、公開されている Esri のコース説明に合致すること
 3. サービスが、その実施日から、ソフトウェア業界のプロフェッショナルおよびテクニカル水準を実質的に満たすこと
 4. 確定価格に基づいて提供される成果物が、その受領日から、合意された注文関連ドキュメントで規定された仕様に合致すること
- b. 該当する期間中、
 1. Online Services が標準的な使用状況の下ではドキュメンテーションに合致すること
 2. 保守が、ソフトウェア業界のプロフェッショナルおよびテクニカル水準を実質的に満たすこと
 3. EMCS は、注文関連ドキュメントで規定された EMCS の範囲、説明、および想定に合致すること

3.2 特別免責 — 無償で提供されるコンテンツ、データ、サンプル、ホット フィックス、パッチ、アップデート、Cloud Services、トライアル版、評価版、およびベータ版製品は、いかなる種類の保証も行われず、「現状のまま」提供される。

3.3 一般免責 — 本契約に規定される明示的な限定的保証を除き、Esri は、商品性、特定目的に対する適合性、および知的所有権についての非侵害に関わる保証や条件を含め、明示または暗黙を問わず、その他一切の保証を行わない。Esri は、顧客が Esri 製品に対して実施した、ドキュメンテーションに明記されていない変更起因する不適合箇所について責任を負わない。Esri は、Esri 製品・サービス、または顧客によるこれらの操作が、中断されない、エラーがない、耐障害性(fault tolerant)またはフェイルセーフ(fail-safe)であること、もしくは不適合箇所がすべて訂正可能または訂正されることを保証しない。Esri 製品・サービスは、生死、人体損

傷または物理的財産もしくは環境損壊につながる環境またはアプリケーションにて使用されることを目的としてデザイン、製造、もしくはそのような使用を意図していない。顧客は、危険もしくは違法と思われるナビゲーションの経路提示には従うべきではない。かかる使用は、顧客自身のリスクと費用にて行われる。

3.4 免責

- a. **インターネット関連の免責**： いずれの当事者も、インターネットの性能または中断、または Cloud Services の操作を限定するかまたは禁止する可能性があるインターネットの規制に関する法律の理論に基づく損害賠償の責任を負わない。
- b. **第三者のコンテンツおよびウェブサイト**： Esri は、Esri 製品・サービスおよび Esri ウェブサイト (www.esri.com および www.arcgis.com を含む)に表示または参照される第三者のウェブサイトまたはコンテンツに関する責任を負わない。第三者のウェブサイトおよびリソースへのリンクの提供は、いかなる種類の承認、提携、後援をも暗示するものではない。

3.5 排他的救済 — 本条に定める限定保証の違反に対する顧客の排他的救済および Esri の全責任は、Esri の単独の裁量により、(i)欠陥のある媒体の交換、(ii)該当する Esri 製品・サービスまたはサービスの修理、修正もしくは回避策の提供、または(iii)Esri の限定保証を満たさない Esri 製品・サービスまたはサービスに対して、顧客が支払った料金の払い戻しのいずれかに限定される。但し、顧客は、該当する Esri 製品・サービスのすべてのコピーをアンインストール、削除、および破棄し、該当する Cloud Services へのアクセスおよび使用を停止し、かかる行為の証明書に署名し、Esri またはその認定代理店に送付するものとする。

第4条—責任の制限

4.1 責任の免責 — 顧客、Esri、その認定代理店、およびそのライセンサーは、間接的、特別的、偶発的、または派生的な損害、逸失利益、逸失販売、もしくは信用の喪失、代替品または代替サービスの調達費用、または訴因を生じさせた Esri 製品・サービスに対して Esri に支払われた、もしくは Esri が負う、該当するライセンス料金またはサブスクリプション料金を超える損害について、一切責任を負わない。

4.2 前項で定める責任の制限および除外は、Esri または Esri のライセンサーの知的財産権に対する顧客による侵害、誤用、もしくは不正使用、いずれかの当事者の補償義務、重過失、意図的な違法行為、または本契約の輸出規制条項、準拠法もしくは規制の違反には適用されない。

4.3 免責、及び制限の適用 — Esri またはその認定代理店は、本契約の免責、および制限に依存して料金設定をして本契約を締結する。それらの料金はリスク配分を反映し、当事者間での交渉の重要な基盤となる。これらの制限は、当事者が損害の可能性について知っているか否かを問わず、さらに排他的かつ制限付き救済手段の本来の目的が達成されるか否かにかかわらず適用される。

4.4 上記の保証、制限、除外は、一部の管轄区域では有効でなく、顧客の管轄区域での準拠法または規制により認められる範囲内においてのみ適用されることがある。顧客には、法の下でその他の権利が付与されることがある。Esri が、顧客の保証または救済方法を法律で認められない範囲に制限しようとするのではない。

第5条—補償

5.1 定義 —以下の定義は、付録 Aに記載の定義を補足する。

- a. 「**請求**」とは、第三者による請求、訴訟、または要求をいう。
- b. 「**被補償者**」とは、顧客ならびにその取締役、役員、および従業員をいう。
- c. 「**侵害請求**」とは、顧客による Esri 製品・サービスまたはサービスの使用またはアクセスが特許、著作権、商標、または企業秘密を侵害していることを申し立てる請求をいう。

d. 「損害」とは、現金支出損害、損害裁定、清算金、費用、経費または裁定された弁護士料を含む経費をいう。

5.2 侵害の補償

- a. Esri は、以下の段落に定めるように、すべての被補償者を侵害請求から擁護し、免責にし、侵害請求によって生じる一切の損害を補償する。
- b. Esri は、侵害請求が有効であると判断した場合、自己の費用にて(i)顧客が Esri 製品・サービスの使用を継続する権利を取得するかまたは(ii)実質的に変わらない機能を維持しながら Esri 製品・サービスを修正するかのどちらかを行うことができる。どちらの選択肢も商業上合理的でない場合、Esri は顧客による Esri 製品・サービスの利用権利を解除することができ、(a)該当するサービス料金、(b)永続的ライセンスの下で入手した Esri 製品・サービスの侵害について顧客が支払ったライセンス料を最初の引渡日から 5 年間の定額減価償却ベースで比例配分して、または(c)期間限定ライセンス、サブスクリプション、および保守については、支払い済み料金の未使用部分について払い戻す。
- c. (i)Esri から供給されたものでない、またはドキュメンテーションで Esri によって指定されていない製品、プロセス、システム、または要素と Esri 製品・サービスとの組み合わせや統合、(ii)Esri またはその請負業者以外の第三者による Esri 製品・サービスの変更、(iii)顧客の仕様の遵守、または(iv)Esri が侵害を回避するために修正版を提供または顧客による Esri 製品・サービスの使用権を解除した後の Esri 製品・サービスの使用については、Esri が侵害請求を擁護し、または結果として生じる侵害請求の範囲で顧客に補償する義務は一切ない。

5.3 一般補償 —Esri は、被補償当事者に対する人体損傷、生死、または財産損壊(妥当なバックアップ プログラムでカバーされていないデータベースを除く)の請求について、Esri またはその取締役、執行役、従業員、もしくは顧客のサイトでサービスを実施する代理人による過失行為もしくは欠落または意図的な違法行為に起因する部分のみ、すべての被補償者を擁護し、免責にし、それによって生じる一切の損害を補償する。

5.4 補償条件 —補償の条件として、被補償者は、(i)請求を直ちに Esri に書面で通知し、(ii)かかる請求を説明するために入手可能なドキュメントをすべて提供し、(iii)侵害請求に対する防御または和解に関連する行為および交渉を行う権利をすべて Esri に付与し、(iv)侵害請求に対する防御において Esri の要請および費用で合理的に協力する。

5.5 このセクションは、あらゆる侵害請求に関する Esri、その認定代理店、およびそのライセンサーの全責任について規定する。

第 6 条 保険

Esri は、サービスを提供する場合、最低でも以下の補償範囲の保険に加入する。

- a. 死亡を含む傷害および以下を含む財物損壊責任に対する一事故当たりの填補限度額 100 万ドル以上の総合普通損害賠償責任保険または企業総合賠償責任保険
 1. 施設および業務
 2. 包括的契約引き受け賠償責任
 3. 広義の財物損壊
 4. 単独の事業者
 5. 人身傷害(従業員除外規定削除)
 6. 完了業務
- b. 労働者災害補償保険(求償権放棄特約付き、法定限度を遵守する金額)

第7条—セキュリティおよびコンプライアンス

7.1 セキュリティ — Esri は、そのセキュリティ機能を <http://doc.arcgis.com/en/trust/security/security-overview.htm> で公開する。顧客は、Esri によるサービス実施においてアクセスが不可欠であり、かつ Esri がかかるアクセスに明示的に同意する場合、顧客のシステムまたは顧客もしくは第三者の個人情報へのアクセスを Esri の職員に許可することができる。Esri は、かかるデータを保護し不正アクセスから守るために、管理上、技術的、および物理的に合理的な予防対策を使用する。顧客は、(i) Esri の公開されたセキュリティおよびプライバシー管理が、顧客のコンテンツ保護に適用されるすべての法的要件を満たしていることを確認し、(ii) そうすることが合法の場合にのみ、管理された顧客のコンテンツを Cloud Services 経由でアップロードまたは共有する責任を負う。Esri は、準拠法または規制の遵守を確保するために顧客のコンテンツをレビューする責任を負わない。米国連邦政府の顧客の場合、Online Services は FISMA において影響度「低」に認定されているが、DFARS 252.239-7010 に規定されている要件を含め、より高度なセキュリティ要件を満たしていない。これらの要件または同様の要件を満たす代替ソリューションを利用可能である。

7.2 悪意のあるコード — Esri は、Esri 製品・サービスが顧客に悪意のあるコードを送り込まないように、商取引上、合理的な努力を払う。Esri は、顧客が Esri 製品・サービスに導入したか、第三者のコンテンツを介して導入された悪意のあるコードについて責任を負わない。

7.3 輸出管理 — 各当事者は、米国商務省の輸出管理規則 (EAR)、米国国務省の国際武器取引規則 (ITAR) などの適用されるすべての輸出管理法または規制、およびその他の適用される輸出管理法を遵守するものとする。顧客は、その時点で効力を持つ米国政府の輸出管理法または規制に従う場合を除き、米国が通商を禁止している国あるいは取引禁止対象リストの事業体または個人に対して、サービスまたは Esri 製品・サービスの全部または一部について輸出、再輸出、譲渡、配信、もしくはその他の方法による開示を行わないものとし、サービスまたは Esri 製品・サービスへのアクセス、譲渡、もしくは使用を許可することはしないものとする。顧客は、米国政府からの正式な許可なくして、特定のミサイル、核、化学、または生物学的活動または最終用途を目的としてサービスまたは Esri 製品・サービスを輸出、再輸出、譲渡または使用しないものとする。顧客は、米国政府機関が顧客の輸出特権の否定、一時停止、または取り消しを行った場合、直ちに Esri に対し書面にて通知しなければならない。顧客は、(i) 輸出規制分類番号 (ECCN) EAR99 以外の、または (ii) ITAR の下で米国からの輸出が規制されている顧客のコンテンツを Cloud Services にアップロード、格納、または処理しないものとする。顧客は、Esri によるサービスの実施または Esri 製品・サービスの提供が、ITAR 第 120.6 節、120.9 節、120.10 節にそれぞれ定義される防衛物品、防衛役務、または技術資料に関係する場合、その旨を事前に Esri に通知する。Esri は、米国政府より必要な輸出許可を取得するまで、かかるサービスまたは Esri 製品・サービスを提供しない。顧客は、必要に応じて、Esri による輸出ライセンスの適用および入手を合理的に支援する。

第8条—Cloud Services

8.1 禁止される使用 — 顧客は、以下の目的で Cloud Services にアクセスまたは使用してはならない。

- a. スпам、なりすまし、もしくはフィッシング、ジャンクメール、攻撃的もしくは中傷的な内容の資料の送信、またはストーカー行為または身体的危害の恐れを抱かせるような行為
- b. 悪意のあるコードの保存または送信
- c. 法律または規制の違反
- d. 第三者の権利の侵害または不正使用
- e. Cloud Services の脆弱性の探検、探査、もしくはテスト、または Cloud Services で使用されているセキュリティまたは認証手段の侵害
- f. 競争上の目的での Cloud Services の可用性、性能、または機能のベンチマーク テスト

8.2 サービスの不通 — システム障害や Esri の合理的な管理が及ばないその他の状況により、顧客による Cloud Services へのアクセスが中断されることがある。Esri は、かかる中断についての事前通告を行えない場合がある。

8.3 顧客のコンテンツの削除 — 顧客のコンテンツの一部に、Cloud Services へのアップロードまたは Cloud Services での使用により本契約への重大な違反が生じると信じるに足る根拠がある場合、Esri は顧客のコンテンツのかかる部分を除去または削除できる。このような状況で、妥当な場合、顧客のコンテンツを削除する前に、Esri は顧客に通知を行う。Esri は、http://www.esri.com/legal/dmca_policy に掲載される Esri の著作権ポリシーに従い、デジタル ミレニアム著作権法に基づいた削除要請に応じるものとする。

8.4 サービスの停止 — Esri は、(i)顧客が本契約に実質的に違反し、かかる違反をタイムリーに是正しない場合、(ii)顧客による Cloud Services の使用によって Esri が直接的な法的責任を負うか、Cloud Services の完全性、機能性、または有用性に悪影響を及ぼすと Esri が合理的に信じる場合、(iii)定期保守の目的で、(iv)Cloud Services に対する脅威や攻撃を禁じる目的で、または(v)それらの提供を継続すると商業的な困難がある程度に Cloud Services が法律または規制によって禁じられた場合、Cloud Services へのアクセスを停止することができる。可能な場合、Esri は Cloud Services の停止について顧客に事前通知を行い、是正措置を講じるための合理的機会を顧客に与える。

Esri は、Cloud Services の不通または一時停止、または前述の顧客のコンテンツの削除の結果として生じる可能性のある損害、責任、損失について一切の責任を負わない。

8.5 Esri への通知 — 顧客は、顧客のサブスクリプションの不正使用またはその他の Cloud Services に関連するセキュリティ違反に気づいた場合、直ちに Esri に通知するものとする。

第 9 条—総則

9.1 支払い — 顧客は、正しい請求書それぞれについて受領から 30 日以内に支払いを行い、かかる請求書に記載の住所宛てに送金する。アメリカ合衆国以外の顧客は、代理店の支払い条件に従い、代理店が請求する金額を支払う。

9.2 フィードバック — Esri は、製品の改良について顧客が Esri に送信したフィードバック、提案、要望事項を自由に使用できるものとする。

9.3 特許 — 顧客は、いずれかの製品に基づいた、もしくは組み込んだ特許または類似の権利を世界中で求めてはならず、その他いかなるユーザーが求めることを許可してもならない。特許に関するこの明示的禁止は、製品もしくはその一部が特許出願や類似申請での請求項や本発明を実施するに際して最適な態様の一部となる場合を除いた顧客のソフトウェアやテクノロジーには適用されない。

9.4 引き抜きの制限 — 両当事者は、サービスの実施中および終了後 1 年間にわたり、サービスの実施に携わった他方当事者の従業員の引き抜きを行わないものとする。この規定は、両当事者による新聞、専門雑誌、またはインターネットへの求人広告の掲載を制限しない。

9.5 税金および手数料、運送費 — Esri が顧客に対して提示する料金においては、適用されるすべての税金または手数料が除かれる。かかる税金または手数料には、物品税、使用税、付加価値税 (VAT)、関税または通関税、並びに輸送費および取扱手数料が含まれるがそれだけに限定されない。アメリカ合衆国以外の顧客については、代理店がその独自のポリシーに基づいて税金または手数料を提示できる。

9.6 コンプライアンス レビュー — 顧客は、本契約に基づく義務の遵守に関し、正確かつ完全な記録および報告を保管するものとする。Esri または Esri の認定代理店は、少なくとも 14 営業日前に書面で通知を行うことにより、これらの正確かつ完全な記録および報告についてコンプライアンス レビューを実施することができる。あるいは、Esri または Esri の認定代理店に代わってコンプライアンス レビューを実施する独立した第三者を指名することができる。顧客は、コンプライアンス レビューにおいて確認されたコンプライアンス違反を即座に是正するものとする。コンプライアンス レビューにおいて顧客による重大なコンプライアンス違反が指摘されなかった場合、その後 12 か月以内に Esri または Esri の代理店が顧客のコンプライアンス レビューを実施することはないものとする。

9.7 暗黙の権利放棄 — いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項を執行しなかったとしても、かかる当事者が当該条項を執行する権利またはその後において当該条項もしくはその他の条項を執行する権利を放棄するものではない。

9.8 分離 — 本契約のいずれかの条項が理由を問わず執行不能と判断された場合、(a) 文言の意図内容を執行可能にするのに必要な範囲についてのみ、かかる条項が修正され、(b) 本契約の他の条項はすべて効力を保持する。

9.9 権利相続人、および譲受人 — 顧客は、Esri およびその認定代理店の書面による事前の承諾なく、本契約下の顧客の権利譲渡、サブライセンス許諾または移転、もしくはその責任を委譲しない。承諾がないものについては無効とする。本契約は、本契約の当事者それぞれの権利相続人および譲受人に対して拘束力を持つ。上記にかかわらず、政府との契約に基づいて、本製品を入手する契約者は、政府の顧客が本契約の条項に同意した場合、Esri に書面で通知を行った上で、本契約に基づく自身の権利を政府の顧客に譲渡することができる。

9.10 契約条件の存続 — 用語集ならびに「限定保証および免責」、「責任の制限」、「補償」、および「総則」の各条項は、本契約の期間満了後または解除後も存続するものとする。

9.11 顧客が米国政府機関の場合 — 本製品は市販品であり、自費で開発され、本契約に基づいて顧客に提供される。顧客が米国政府機関または米国政府関係の契約当事者である場合、Esri は FAR 12.211/12.212 項または DFARS 227.7202 項に基づき、本契約に従って、顧客にサブスクリプションを許諾または提供する。Esri のデータおよび Online Services については、DFARS 227.7202 項の規定に基づき、DFARS の条件下で取得される商用コンピュータ ソフトウェアとしてライセンスが付与されるまたはサブスクリプション契約される。本製品には制限が適用されており、顧客による本製品の使用、変更、実行、複製、配信、表示、または開示については、本ライセンス契約が厳密に規定する。連邦法規制と矛盾する契約規定は適用されない。米国政府の顧客は、ソフトウェアがインストールされたコンピュータの譲渡先の米国政府機関にソフトウェアを譲渡できる。裁判所、仲裁人または審議会が、公的調達に関連する準拠法に基づいて、米国政府の顧客が本製品のいずれかの部分に対してさらに広い権利を有すると判断した場合、かかる権利の拡大は影響を受ける部分のみに適用される。

9.12 準拠法 — 本契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約に準拠しない。

- a. **政府機関**： 顧客が政府機関である場合、本契約は顧客の管轄区域の準拠法に準拠する。
- b. **非政府機関**： それぞれの法原則の選択を除き、本契約は米国連邦法およびカリフォルニア州法にのみ準拠する。

9.13 紛争解決 — 当事者は、下記の紛争解決プロセスを使用する。

- a. **衡平法上の救済**： どの当事者も、救済の条件として保証金の供託または損害の保証もしくは証明を義務付けられることなく、管轄権を有する裁判所において差止、特定履行または衡平法上の救済措置を請求する権利を持つ。
- b. **米国政府機関**： 本契約は、修正も含めた 1978 年契約紛争法 (Contract Disputes Act) (41 USC 601-613) に従うものとする。

- c. **その他の政府機関**： Esri は、準拠法の下で義務付けられた紛争解決を遵守する。
- d. **仲裁**： 上記の例外を除き、本契約に起因または関連して発生し、協議により解決することができない紛争は、解決のために当事者が拘束力のある仲裁に従う。顧客がアメリカ合衆国および準州と合衆国外領域に居住している場合、米国仲裁協会の商事仲裁規則が仲裁手続を支配する。顧客がアメリカ合衆国および準州と合衆国外領域以外に住んでいる場合、国際商工会議所の仲裁規則が仲裁手続を支配する。当事者は、該当の仲裁規則に従って 1 人の仲裁人を選択する。仲裁の言語は英語とする。仲裁は、当事者が合意した場所で行う。一方の当事者は、他方当事者の要請があった場合、紛争の重要点に関連する書類または証人を提供する。

9.14 不可抗力 — 本契約の不履行または履行遅延が生じた場合、かかる不履行または遅延が当事者の合理的な管理が及ばない要因により生じた期間については、当事者は責任を負わないものとする。かかる要因には、天災、戦争、ストライキ、労働争議、サイバー攻撃、法、規制、政府による命令、その他のあらゆる不可抗力の事態を含むが、これに限定されるものではない。

9.15 独立請負業者 — Esri は、現在も今後も常に単独の事業者である。本契約によって、Esri またはその認定代理店と顧客の間に雇用主/従業員、本人/代理人、または合弁関係が生じることはない。どの当事者も、他の当事者の代理として契約を結ぶこと、または他の当事者の代理として行動する一切の権限を持たない。

9.16 通知 — 顧客は、本契約で要求される通知を、以下の住所宛てで Esri に送ることができる。

Environmental Systems Research Institute, Inc.
Attn: Contracts & Legal Department
380 New York Street
Redlands, CA 92373-8100
USA

Tel. : 909-793-2853
Email: LegalNotices@esri.com



補遺 1 製品固有の利用規約

ソフトウェア

以下のリストは、特定のソフトウェアに適用される追加の利用規約を示す。各製品項目は、かかる製品に適用される 1 つまたは複数の脚注を示す。脚注は、本契約の条件を補足する。各脚注の定義はリストの後に記されている。該当する注文関連ドキュメントで特に断りのない限り、ソフトウェアの機能拡張は、対応するソフトウェアに対して許可される使用範囲に準拠する。

デスクトップ製品

- ArcGIS Desktop (Advanced、Standard、または Basic) (26)
- ArcGIS Earth (65)
- ArcGIS Explorer Desktop (20)
- ArcGIS for AutoCAD(20)
- ArcPad (13)
- ArcReader (20)
- ArcGIS for Windows Mobile (15、54)
- ArcGIS for Personal Use (3、26)

サーバー製品

- ArcGIS Enterprise
 - Standard または Advanced (21、31)
 - Workgroup Standard または Advanced (21、28、29、30)
 - ArcGIS GIS Server (Standard または Advanced) (31)
 - ArcGIS GIS Server Basic (39)
 - ArcGIS GIS Server Workgroup (Standard または Advanced) (28、29、30)
 - ArcGIS GIS Server Workgroup Basic (39)
 - ArcGIS GIS Server Extension
 - ArcGIS Maritime: Server (2)
 - ArcGIS Image Server、ArcGIS GeoEvent Server、ArcGIS GeoAnalytics Server (4)
- Esri Business Analyst Server
 - Workgroup (28、29、30、31、39)
 - Enterprise (31、39)
- World Geocoder for ArcGIS Basic (67)

開発者ツール

- AppStudio for ArcGIS Standard (11、16、19)
- ArcGIS Runtime SDK for Android、iOS、Java、Mac OS X、Microsoft .NET Framework (Windows [desktop]、Windows Phone、Windows Store)、Qt、WPF (16、19)
- ArcGIS Runtime Basic Level for Android、iOS、Java、Mac OS X、Microsoft .NET Framework (Windows [desktop]、Windows Phone、Windows Store)、Qt、WPF (1)
- ArcGIS Runtime Basic Level、Standard Level、Advanced Level、Analysis Extension for Android、iOS、Java、Mac OS X、Microsoft .NET Framework (Windows [desktop]、Windows Phone、Windows Store)、Qt、WPF (15、18)

- ・ ArcGIS Engine Developer Kit および Extensions(16、19、22、26)
- ・ ArcGIS Engine for Windows/Linux およびエクステンション(15、22、26)
- ・ ArcGIS Web Mapping (ArcGIS API for JavaScript/HTML5、ArcGIS API for Flex、ArcGIS API for Microsoft Silverlight を含む) (15、16、64、66)
- ・ ArcGIS Developer Subscription(24、26)
- ・ Esri File Geodatabase API(47)

モバイル

- ・ Navigator for ArcGIS (14)

脚注：

1. ダイレクトコネクションによるエンタープライズ ジオデータベースの編集には使用できない。
2. ナビゲーションには使用しないものとする。
3. 個人使用に対してのみ使用許諾される。
4. ArcGIS Enterprise Workgroupと併用時
 - 4コア サーバー1台に限定される。
 - 独立したマシンにインストール可能
- 5-10. 保留。
11. AppStudio for ArcGIS Standardで構築されたアプリケーションは、ArcGIS Runtime Standard Levelの利用規約に従うものとする。
12. 保留。
13. 二重用途ライセンスとして使用が許諾される。
14. ナビゲーション目的での使用が許可される。
15. デプロイメント ライセンスとして使用が許諾される。
16. 顧客はSDKまたはAPIを使用して付加価値アプリケーションを作成し、輸出規制の下で禁じられていない場所で付加価値アプリケーションを使用するエンド ユーザーに対して、本付加価値アプリケーションを配布およびライセンス付与できるものとする。
17. 保留。
18. デプロイメント ライセンスは、独立したアプリケーション用のマシン1台の付加価値アプリケーション1つにつき1つである。
19. ライセンスを、インターネットベースまたはサーバーベースの付加価値アプリケーションの開発に使用することはできない。
20. 再配布ライセンスとして使用が許諾される。
21. 顧客は、顧客の指定ユーザーによる使用を目的として付加価値アプリケーションを構築できる。顧客は、(i)付加価値アプリケーションに指定ユーザーの資格情報を組み込んでではなく、(ii)付加価値アプリケーションでのアプリケーション ログイン資格情報の組み込みまたは使用を行ってはならない。顧客は、(x)資格情報を使用しない付加価値アプリケーションへのパブリック アクセスまたは(y)一意で個別の指定ユーザー ログイン資格情報を使用したアクセスを許可することができる。
22. a. 1台のマシン上でArcGIS Engineアプリケーションを実行する権利を取得するためには、エンド ユーザーは、ArcGIS Engine for Windows/Linuxソフトウェアまたはその他のArcGIS Desktopソフトウェア(Basic、Standard、Advanced)のいずれかのライセンスを取得しなければならない。
b. ArcGIS Engine付加価値アプリケーションを実行する場合、ArcGIS Engine for Windows/LinuxエクステンションをArcGIS Desktopソフトウェアと組み合わせて使用してはならない。単独使用のユーザーは、当該エンド ユーザーのみが使用するマシン1台に複数のArcGIS Engine付加価値アプリケーションをインストールすることができる。
23. 保留。
24. ソフトウェアは、プロトタイプ付加価値アプリケーションの開発、試験、立証およびマップ キャッシュの作成のみを目的としてのみ使用できる。付加価値アプリケーションおよびマップ キャッシュは、ステージングおよびデプロイメント ArcGIS Enterprise サーバーで使用できる。ソフトウェアおよびデータは、Builder 以上のプランを契約しているすべての ArcGIS Developer Subscription 契約者が使用する

目的で複数のマシンにインストールしてもよい。他のすべてのソフトウェアは、単独使用ライセンスとして使用が許諾される。

25. 保留。
26. Personal 版ジオデータベースの顧客のデータ容量は、最大 10GB に制限される。
27. 保留。
28. ArcGIS Enterprise Workgroup または ArcGIS GIS Server Workgroup 以外のアプリケーションの同時使用はエンド ユーザー 10 名に制限される。この制約事項には、ArcGIS Desktop ソフトウェア、ArcGIS Engine ソフトウェア、および ArcGIS Enterprise Workgroup または ArcGIS GIS Server Workgroup ジオデータベースに直接接続する第三者作製アプリケーションの使用が含まれる。ウェブ アプリケーションからの接続数に制限はない。
29. ソフトウェアには、サポートされるバージョンの SQL Server Express が必要である。サポートされるバージョンは、製品のシステム要件とともに Esri ウェブサイトに掲載されている。
30. 使用は、最大 10GB の顧客のデータ容量に制限される。
31. フェイルオーバー ライセンスが含まれる。
32. 保留。
- 33-38. 保留。
39. ArcGIS GIS Server に含まれている編集機能は、ArcGIS GIS Server Basic および ArcGIS GIS Server Workgroup Basic での使用を許可されていない。
- 40-46. 保留。
47. 顧客は、顧客のエンド ユーザーに対し、Esri File Geodatabase API を使用する付加価値アプリケーションを開発および配布することができる。
- 48-53. 保留。
54. ArcGIS for Windows Mobile Deployments は、ArcGIS Enterprise (Advanced または Standard)、ArcGIS Enterprise Workgroup (Advanced)、ArcGIS Desktop (Advanced、Standard、Basic)、および ArcGIS Engine 付加価値アプリケーションとの併用でライセンスされている。
- 55-63. 保留。
64. ウェブ デプロイメント用の付加価値アプリケーションは、他の Esri 製品と併用しなければならないものとする。付加価値アプリケーションと他の Esri 製品を常に併用する場合は、付加価値アプリケーションとともに第三者の技術も使用できるものとする。
65. 他の Esri 製品とのみ併用できる。ArcGIS Earth と他の Esri 製品を常に併用する場合は、ArcGIS Earth とともに第三者の技術も使用できるものとする。
66. デスクトップ アプリケーションについては、各ライセンスは組織ごとのものである。このライセンスの目的では、組織は主要登録固有ドメイン ID と同等のものである。ドメインとはドメイン名登録業者に登録したインターネット ドメイン名のことである。たとえば、example.com という例で、example.com は登録固有ドメイン ID である。同様に、example.com.xx では xx が登録国コードで、example.com.xx が登録固有ドメイン ID である。デスクトップ アプリケーションは主要登録固有ドメイン ID の組織のいかなる社員でも利用できる。組織内で構築し、デプロイできるアプリケーション数に制限はない。
67. ジオコードは、1 年のサブスクリプションにつき、2 億 5 千万 (250, 000, 000) 件に制限される。

Online Services

以下のリストは、特定のOnline Servicesに適用される追加の利用規約を示す。各製品項目は、かかる製品に適用される1つまたは複数の脚注を示す。各脚注の定義はリストの後に記されている。該当する注文関連ドキュメントで特に断りのない限り、ソフトウェアの機能拡張は、対応するソフトウェアに対して許可される使用範囲に準拠する。

- ArcGIS Online Developer Deployment のサブスクリプションは、複数の販売プログラムで入手可能である。
 - 商業販売、EA、政府プログラム
 - + 無償サブスクリプション(1、9、10、13、16)
 - + 有償サブスクリプション(1、9、10、11、13)
 - 教育プログラム(無償または有償サブスクリプション) (1、3、4、5、6、9、10、13、16)
 - NGO/NPO、プレス/メディア プログラム(無償または有償サブスクリプション) (1、3、4、5、6、9、10、13、16)
- ArcGIS Online のサブスクリプションは、複数の販売プログラムで入手できる。
 - 商業販売、EA、政府プログラム(1、2、3、11、12、14、17)
 - 教育プログラム(1、2、14、16、17)
 - 非営利プログラム (1、2、14、16、17)
- Public Plan
 - 商業販売、EA、政府、NGO/NPO、プレス/メディア プログラム(1、4、5、6、7、9、10、15、16)
 - 教育プログラム(1、4、5、6、7、9、10、15、16)

脚注：

1. ArcGIS Onlineサブスクリプションを使用しない場合、顧客は、World Geocodingサービスによって生成されたジオコードで示される結果を保存できないものとする。顧客は、Infographicsサービス経由でアクセス可能なデータを表示の目的にのみ使用でき、同サービスによってアクセス可能なデータを保存することはできない。
2. 顧客の組織におけるビジネス目的での使用が許可される。
3. 顧客の組織における開発および試験目的での使用が許可される。
4. 教育機関における教育目的での使用が許可される。
5. 顧客の認定されたNGO/NPO組織の便益を目的とした使用が許可される。
6. 報道機関の便益を目的とした使用が許可される。
7. 個人使用目的での使用が許可される。
8. (保留)
9. 共有ツールを使用して公的に共有することによってのみ、顧客は第三者による付加価値アプリケーションの使用を許可することができる。顧客は、自らの業務上の使用を目的として付加価値アプリケーションを稼働させるために本サブスクリプションを使用することはできない。ただし、顧客が、教育目的に限定して付加価値アプリケーションを使用する教育機関、認定されたNGO/NPO組織、または報道機関である場合を除く。
10. 顧客は、プライベート グループの作成またはプライベート グループへの参加を許可されない。
11. 顧客は、付加価値アプリケーションを第三者に有償で販売できる。
12. 顧客は、プライベート グループの作成またはプライベート グループへの参加のためにこのサブスクリプションを使用できる。
13. 各サブスクリプションは、顧客のサブスクリプションと併用で、月あたり 100 万(1,000,000)の Basemap トランザクションおよび月あたり 100 万(1,000,000)の Geosearch トランザクションを上限として使用できる。トランザクションには、Basemap データと Geocode Search の両方のトランザクションが含まれる。1 つの Basemap データのトランザクションは、8 つの 256x256 タイル リクエストに相当する。1 つの Geocode Search トランザクションは、1 つの住所または場所に相当する。バッチ ジオコーディング後などに結果が保存された場合、その方法の如何にかかわらず、保存された結果はトランザクションの上限に対してカウントされない。ただし、ストレージはサービス クレジットを消費する。
14. 各サブスクリプションは、Basemap と Geosearch を合わせて 12 か月間で 5000 万(50,000,000)トランザクションを上限とする。トランザクションには、Basemap データと Geocode Search の両方のトランザクション

が含まれる。1つの Basemap データのトランザクションは、8つの 256x256 タイル リクエストに相当する。1つの Geocode Search トランザクションは、1つの住所または場所に相当する。バッチ ジオコーディング後などに結果が保存された場合、その方法の如何にかかわらず、保存された結果はトランザクションの上限に対してカウントされない。ただし、ストレージはサービス クレジットを消費する。

15. 登録された教育機関の学生に対し、教育目的に使用する場合に限り、Online Services に直接アクセスすること、および1つのサブスクリプションを複数の登録された学生で共有することを許可する。
16. 顧客は、付加価値アプリケーションを第三者に有償で販売できない。
17. 指定ユーザーは、指定ユーザーの資格情報がスクリプトに組み込まれている指定ユーザーによって独占的に使用されるべきワークフローの自動化を目的とする場合にのみ、*ArcGIS API for Python* スクリプトに指定ユーザーの資格情報を組み込むことができる。